

京都市告示第 173 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 5 月 13 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都日吉美山 線	右京区嵯峨櫛原手取垣内 3 番地の 3 地先 から	旧	メートル 202.80	4.00 ～メートル 7.00
	同区嵯峨越畑上正権条 1 番地の 1 地先ま で	新	146.40	8.00 ～ 35.50

(建設局道路部道路明示課)